

本誓寺 門徒会通信 第三号

発行責任者
白崎 英旦

本山組織部から吉田是行住職 に対し、門徒総会開催の通達 がなされました!!

平成二十五年二月二十八日付
(組教発第七十七号)文書が本
山組織部から仙台教務所長岡本
学氏宛送達され、「仙台教務所長
が責任役員・総代選定届を受理
するにあたっては、住職に対し
て当該寺族間及び門徒総会にて
協議されたことを証明する書類
の提出を求め、また提出された
資料から十二分に協議されたこ
とが明らかかな場合のみ受理され
るよう申し入れます」(原文引用)
との通達がなされました。この
内容は、吉田是行住職が提出し
た責任役員・総代届が本山から
棄却されたことを意味し、当会
のこれまでの活動が本山に評価
され受け入れられた結果である
と考えられます。このことを踏
まえ、平成二十五年四月十六日
付にて本誓寺代表役員吉田是行

氏に門徒総会開催のお願い書面
をお送りしましたが、残念なが
ら総会開催についての具体的な
お返事は頂けませんでした。
本山の指導に従い一日も早く門
徒総会を開催し、責任役員・総
代の選定が民主的に行われるこ
とを強く要望するものです。

本誓寺は誰のものだと思えますか
住職のものでもなく、吉田家
のものでもありません。「宗教法
人本誓寺」として法務局に登録
されていますので、個人として
寺を責任を持って運営するに当
たり法律、本誓寺規則等は絶対
に守らなければなりません。誰
が責任を持つのか、それは法律
規則に則し、代表役員吉田是行
氏と責任役員が負うものです。

代表役員は事務運営・会計経
理・契約等一般社会における世
俗的事項を行う為の最高責任者
です。本誓寺規則では代表役員
と責任役員四名によって寺の運
営がなされます。規則上、監事
は存在しません。にも関わらず
平成二十三年三名、平成二十四
年二名の監事による記名、押印

された監査報告書が門徒各位に
配布されました。規則にない監
事による監査報告は寺の都合に
より出来るものではありません。
このようにでたらめな文書を作
成させ、何のためらいもなく平
気で門徒各位に報告する本誓寺
に対し不信感を持つのは、良識
ある門徒であれば当然の事だと
思いますし、居所が不明であり
法務を行えない現在の代表役員
に法人を責任を持って統括出来
る能力があるか多に疑問です。

前述しました経理報告ならば
に総代の選定等が適正なものか
確かめたいと思ひ、帳簿等を見
せてくれるように寺に求める裁
判を本誓寺を正常化する門徒の
会主催の総会の議決を基におこ
してします。この申し立ては本
誓寺全門徒の権利と利益を守る
為のものです。宗教法人の不適
正な運営をめぐる問題がマスコ
ミをにぎわすことが多くなって
きました。現在、本誓寺は責任
役員・総代がない異常な状態
が続いている法人です。一日も
早く「当たり前」の寺になる事
を念じています。

(監事 大関 英雄)

裁判の進捗状況について

平成二十五年四月二十二日、
役員名簿等閲覧謄写請求訴訟の
第三回公判が盛岡地方裁判所で
行われました。吉田是行住職が
当方からの第一準備書面(主張)
に対する認否(記載された事実
を認めるか否かを明らかにする
こと)と自らの主張を述べる書
面を準備し、五月二十七日(月)
午前十一時から盛岡地方裁判所
にて第四回公判が行われること
になっております。

平成二十五年年度維持費について

五月中に例年のように連絡員
会議が開催され、維持費の納入
依頼が住職名にて門徒各位に届
けられると思ひます。そもそも
連絡員とは、維持会規約に規定
されていた役職であり、維持会
が開散された後の連絡員会議は
慣例により召集されているもの
に過ぎません。維持会費と維持
費の違いについて分からない皆
様も多いと思ひます。維持費の
納入については、現在進行中の
裁判が結審の後に決定したいと
の考えは賢明であると思ひます。

候補衆徒による本誓寺における法 要について

平成二十四年四月十一日付にて
仙台教務所長森田成美氏が当会会
長宛に通知しておりますように(左
文面参照)、候補衆徒吉田明氏が
本誓寺において法要を行うことは
可能です。下記の電話番号・ファッ
クスまたはメールにて吉田明氏に
ご連絡をお願い致します。候補衆
徒とは住職後継者として本山から
認められた地位にある方です。

候補衆徒 吉田明様 連絡先

〒020-0016
住所：盛岡市名須川町 3-12
電話：019-624-0321
FAX：019-624-0321
携帯電話：090-6250-5463
メール：ci3ay6@bma.biglobe.ne.jp

以上

2012 年 4 月 11 日

本誓寺を正常化する門徒の会
会長 白崎 英旦 様

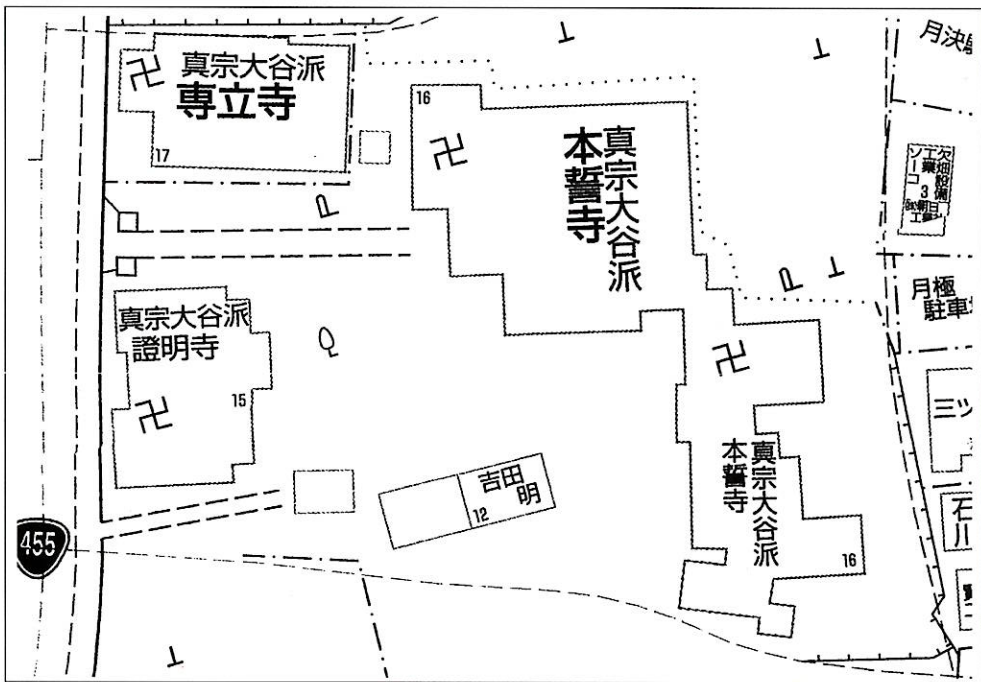
真宗大谷派
仙台教務所長 森田 成美

冠省
まず、第一に御門徒がその所属する寺院の本堂に於いて
法要等を執り行うことが出来ないということはあってはな
らないことと存じます。

本堂は仏法聴聞の場であり、法要はそのための御縁とし
て僧侶・門徒共々に大切に勤めなければならないと存じま
す。

次に法要等は御門徒が所属寺に依頼し、当該寺院の僧侶
の誰が務めるかは、通常、住職の判断に依り執り行われて
いることが多いのかと思われます。

但し、御門徒から〇〇に務めて頂きたいとの要望があれば、
それに応えるべきであると存じます。



候補衆徒吉田明氏は現在も本誓寺境内にあ
る建物(昭和六十二年に本誓寺維持会により
建設された)に居住しております。本来は兄
弟二世帯住宅として建てられたのですが、現
在副住職吉田信氏は居住しておらず、盛岡市
馬場町に居を構えております。

〈お知らせ〉

事務局では御門徒の皆様からの御意見、御質問、御要望を随時受け付けております。御
遠慮なく文書、ファックス 019-662-7331 または、メール oga-koke@diamond.broba.cc に
て御送付頂きますようお願い申し上げます。URL : <http://www.yonakuni.net/honseiji/>